

**生涯学習教室の
受講生を募集します**

教育委員会事務局五和分室では、生涯学習教室の受講生を募集します。対象は、いずれも市内在住の人です。

「オカリナ教室」

- ▼とき 4月4日から平成22年3月までの第2・4木曜日、午後7時から同8時まで。
- ▼ところ 五和町コミュニティセンター。
- ▼講師 〇カリナ奏者・澄川真由巴さん（上天草市）。
- ▼受講料 〇無料。

「T講習」

- ▼とき 前期・4月から9月まで、後期・10月から平成22年3月までのいずれも毎週火曜日。時間はいずれも①午後2時から同4時まで ②午後7時30分から同9時30分まで。
- ▼ところ 〇地域交流センター
- ▼おおくす（五和町）。

- ▼募集人員 〇前期・後期の①・②各20人（先着順）。
- ▼受講料 〇月額500円。
- ▼申込期限 〇3月31日。

「陶芸教室」

- ▼とき 4月4日から平成22年3月までの毎月4回、午前9時から午後3時まで。
- ▼ところ 〇地域交流センター
- ▼おおくす（五和町）。

- ▼受講料 〇月額1,000円（ただし、材料費は別途自己負担）。
- ▼申込期限 〇3月31日。

※受講を希望する人は、いずれも電話で教育委員会事務局五和分室 ☎2101へお申し込みください。
※詳細も同分室へお尋ねを。

「緑の募金」にご協力を！

（社）熊本県緑化推進委員会では、国内はもとより、地球規模での森林・緑づくりを進めるため、「緑の募金」活動を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

- ▼募金期間 〇5月31日①まで。
- ▼募金方法 〇個人の募金は各行政区長を通じてお願いします。企業・団体は本庁（別館）・農林整備課または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課へご連絡

**広告取扱者を
募集します**

※詳細は本庁（別館）・農林整備課係（内線2592）へお尋ねください。

市では、広告掲載事業の一つとして、市が使用する封筒への広告掲載を実施しています。今回、民間事業者などの広告を取り扱い、その広告を掲載した封筒を市に提供いただける広告取扱者（広告代理店を営む人など）を募集します。

- ▼応募資格 〇市内に事業所があり、市税を完納していること。
- ▼申込期限 〇4月3日。
- ▼申込方法 〇本庁・財政課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課へ提出してください。申込用紙は市のホームページから取ることできます。

- ▼説明会 〇3月27日（金）午前10時から、本庁3階・第5会議室。

※詳細は本庁・財政課財政係（内線1364）へ。

**第25回 天草国際トライアスロン記念大会
「スタッフTシャツのデザイン」と
「ボランティアスタッフ」を募集！**

スタッフTシャツのデザイン
第25回記念大会の開催にあたり、スタッフTシャツのデザインを募集します。最優秀作品は、大会当日などにスタッフ約1,300人が着用するTシャツのデザインとして使用します。皆さんの力作をお待ちしています。

ボランティアスタッフ
大会運営の補助をしていただけるボランティアスタッフを募集します。出場する選手も、応援する皆さんも楽しめる大会となるよう、ご協力をお願いします。

- 応募規定**＝応募は1人3点以内。自作の未発表作品に限ります。作品はB4以内の用紙に描いたもの、または印刷したもので、カラーは2色まで（Tシャツは白色の無地を使用。色の掛け合わせや網掛けなどはできません）。大会名の「第25回天草国際トライアスロン記念大会」または「The 25th ANNIVERSARY AMAKUSA INTERNATIONAL TRIATHLON」を必ず明記してください（字体は自由）。
- 応募方法**＝天草国際トライアスロン大会事務局（本庁〔別館〕・社会体育課内）または教育委員会事務局各分室に備え付けの応募票に必要事項を記入し、作品裏面に貼付のうえ、4月10日（金）（当日消印有効）までに〒863-0048 市内中村町10-8 天草市役所・社会体育課内「天草国際トライアスロン大会事務局」へ郵送または持参してください。なお、応募票は市のホームページから取ることできます。
- 表彰**＝最優秀賞1点…賞金5万円、優秀賞1点…同2万円、入賞1点…同1万円（発表は4月中旬に入賞者へお知らせします）。
- その他**＝①応募作品は返却しません ②応募作品の著作権は主催者に帰属します ③最優秀（採用）作品の使用にあたっては、必要に応じて補作・修正をする場合があります ④入賞作品をパソコンで制作されている場合は、そのデータを提出していただきます。

【問い合わせ先】 天草国際トライアスロン大会事務局（本庁〔別館〕・社会体育課内）内線2526

農業委員会からのお知らせ

農業労働賃金標準額

平成21年度の農業労働賃金標準額が下表のとおり決まりました。これらの額は、それぞれ4月1日（金）から適用されます。



◆農業労働賃金標準額（基盤整備されている田・畑）

機材名等	作業内容	単位	標準額
耕うん機・トラクター	あらぐれ	10a(約1反)当たり	6,500円
	しろかき		6,500円
	あらぐれ・しろかき		10,000円
	水田あと平耕起		5,800円
	水田あと畝立		8,800円
田植機	機械田植え	10a(約1反)当たり	5,500円
バインダー	機械刈り取り		6,500円
コンバイン	刈り取り		13,000円
ハーベスター	稲脱穀	30kg	500円
人	一般農作業	8時間	5,100円

※この労働賃金はあくまでも標準額であるため、基盤整備がされていない地区（耕作条件の悪い田・畑）などは、実情を加味したうえで、当事者間で決定してください。なお、営農組合や受託組合などは、それぞれの受託料金が設定されています。

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地や道路、植林など農地以外のものに転用するときは、事前に農地法による許可を得なければなりません。許可を得ずに転用すると、県知事から工事の中止命令や原状回復命令が出される場合があります。

- 【転用の手続き】
- 自らが所有する農地を転用する場合は、農地法第4条の許可申請が必要…転用する本人が申請してください。
- 他人所有の農地を買ったり借りたりして転用する場合は、農地法第5条の許可申請が必要…農地の所有者と転用する本人が申請してください。

【手続き方法】
本庁（別館）・農業委員会事務局または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同所へ提出してください（申請は毎月5日から10日まで受け付け）。なお、許可書は、申請書を提出した翌月下旬に交付されます。
※申請書は、市のホームページから取ることできます。

【問い合わせ先】 本庁（別館）・農業委員会事務局庶務係（内線2561）